

平成十七年十月十一日提出
質問第一六号

外務省作成冊子『われらの北方領土―二〇〇四年版―』における重要事項の削除に関する質問
主意書

提出者 鈴木宗男

外務省作成冊子『われらの北方領土―二〇〇四年版―』における重要事項の削除に関する質問

主意書

- 一 外務省は冊子『われらの北方領土』をいつから発行しているか。
- 二 『われらの北方領土』の年別の発行部数と経費はいくらか。
- 三 日本政府は、東西冷戦時代に北方領土問題に関して「四島即時一括返還」を基本方針にしていたが、この方針は現在も堅持されているか。
- 四 『われらの北方領土』に書かれている内容は時の日本政府の公式方針を反映するものと考えてよいか。
- 五 『われらの北方領土』に冷戦後の日本政府の北方領土交渉の方針を端的に示す重要事項である「交渉にあたり、我が国は、ロシア側が九一年後半以降示してきた新たなアプローチを踏まえ、北方四島に居住するロシア国民の人権、利益及び希望は返還後も十分に尊重していくこと、また、四島への日本の主権が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えであることを明示しつつ、柔軟かつ理性的な対応を取りました」との記述は何年版から記載されるようになったか。
- 六 五の記述は、その後、どの版に記載されていたか。

- 七 『われらの北方領土―二〇〇四年版―』に五の内容は記載されていないが、その理由はなぜか。
- 八 七の削除は決裁をとって行われたか。
- 九 当該決裁書の原本は外務省に保管されているか。
- 十 当該決裁書の主管課はどこか。
- 十一 当該決裁を行った責任者の官職氏名を明らかにしてほしい。
- 十二 当該決裁書に欧州局ロシア課長は決裁をしているか。
- 十三 十二に決裁をしている場合、ロシア課長の氏名を明らかにしてほしい。
- 十四 一九九二年九月に完成した「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」は北方領土交渉においてどのような性格をもつ文書か。
- 十五 「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」を外務省はロシアとの間での重要な合意文書と考えているか。
- 十六 『われらの北方領土』に「九二年九月には日露両国外務省の協力により、『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』が完成しました。北方領土問題に関する客観的な事実を集めたこの資料集は、作

成過程における日露双方の緊密な協力とともに、過去十回にわたる平和条約作業グループがもたらした大きな成果として意義のあるものです」との記述は何年版から掲載されるようになったか。

十七 十六の記述は、その後、どの版に記載されていたか。

十八 『われらの北方領土―二〇〇四年版―』に十六の内容は記載されていないが、その理由はなぜか。

十九 十八の削除は決裁をとって行われたか。

二十 当該決裁書の原本は外務省に保管されているか。

二十一 当該決裁書の主管課はどこか。

二十二 当該決裁を行った責任者の官職氏名を明らかにしてほしい。

二十三 当該決裁書に欧州局ロシア課長は決裁をしているか。

二十四 二十三に決裁をしている場合、ロシア課長の氏名を明らかにしてほしい。

右質問する。